

平成27年第 1 回定例会

(第 4 日)

平成27年 3 月 16 日

平成27年第1回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成27年3月16日（月）

午前10時06分開議

- 第1 議案第7号 平川市防災行政無線施設設置条例案
議案第16号 平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第17号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第22号 平川市空き家等の適正管理に関する条例案
議案第29号 新市建設計画の変更について
- 第2 議案第30号 平成27年度平川市一般会計予算案
議案第31号 平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案
議案第32号 平成27年度平川市介護保険特別会計予算案
議案第33号 平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第34号 平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
議案第35号 平成27年度平川市学校給食センター特別会計予算案
議案第36号 平成27年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
議案第37号 平成27年度平川市簡易水道特別会計予算案
議案第38号 平成27年度平川市水道事業会計予算案
議案第39号 平成27年度平川市下水道事業会計予算案
議案第40号 平成27年度平川市広船財産区一般会計予算案
議案第41号 平成27年度平川市小和森財産区一般会計予算案
議案第42号 平成27年度平川市大坊財産区一般会計予算案
議案第43号 平成27年度平川市石郷財産区一般会計予算案
議案第44号 平成27年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
議案第45号 平成27年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
議案第46号 平成27年度平川市平田森財産区一般会計予算案
議案第47号 平成27年度平川市新館財産区一般会計予算案
議案第48号 平成27年度平川市沖館財産区一般会計予算案
議案第49号 平成27年度平川市葛川財産区一般会計予算案
議案第50号 平成27年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
議案第51号 平成27年度平川市原田財産区一般会計予算案
議案第52号 平成27年度平川市岩館財産区一般会計予算案
議案第53号 平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案
- 第3 請願第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書
請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第3-1 議員提出議案第2号 2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書（案）の提出について

議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書(案)の提出について

議員提出議案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)
の提出について

第4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(17名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	佐々木利正	15	古川昭二
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	成田敏昭
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	欠	12	—	19	—
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員(1名)

5番 工藤輝昭議員

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	会計管理者	菊池 孝夫
副市長	古川 洋文	農業委員会事務局長	須藤 俊弘
総務部長	古川 鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸 照夫
企画財政部長	鳴海 和正	平川診療所事務長	内山 勝徳
市民生活部長	佐藤 俊英	碓ヶ関診療所事務長	鈴木 浩
経済部長	奈良 進	監査委員事務局長	小山内 功治
建設部長	櫻庭 正紀	教育委員会委員長	内山 浩子
水道部長	今 英明	教育長	柴田 正人
尾上総合支所長	樋口 正博	農業委員会会長	古川 寛三
碓ヶ関総合支所長	工藤 久富	選挙管理委員会委員長	内山 久人
教育委員会事務局長	芳賀 秀寿	代表監査委員	古川 敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	鳴海 景文	主事	石岡 奈々子
主幹兼議事係長	浅原 勉	—	—

午前10時06分 開議

○議長
(田中友彦議員)

17番、佐藤 雄議員より、少し遅れる旨の連絡がありました。
 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 なお、説明補助員として、関係課長等が議場へ入ることを許可しておりますので、御了承願います。
 また、報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。
 日程第1、議案の審議に入ります。
 議案第7号平川市防災行政無線施設設置条例案を議題とします。
 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
 9番、工藤竹雄議員。

- 9番
(工藤竹雄議員) 8ページ、ちょっとお願いします。
防災監視カメラの設置でございますけれども、これ設置が、いつごろなされたのか。それともう一点は方向、カメラの向きですね。方向は、どっちの方向を示しているのか。
- 議長 総務部長。
○総務部長 設置については今年度中ということで、詳しい期日については後ほどお知らせいたしますけれども、カメラについては360度ですね、本庁のほうから遠隔装置でやれるということで御理解をお願いいたします。
(古川鉄美)
- 議長 9番、工藤竹雄議員。
○9番 設置はまだ、今年中と。でも、現に設置されてますよ。設置されてまだ稼働はしてないかもしれませんが、設置はされております。ということは、答弁、全然あってないように私は思うんですけども、どうでしょうか。
(工藤竹雄議員)
- 議長 総務部長。
○総務部長 今年度に設置したということでございます。
(古川鉄美)
- (「何月何日」と呼ぶ者あり)
○議長 総務部長。
○総務部長 ちょっと、いまそこ問い合わせますので、よろしくをお願いします。
(古川鉄美)
- 議長 9番、工藤竹雄議員。
○9番 もう少しさ、はっきり答弁してください。
(工藤竹雄議員) もう設置されて、私、現場、見てますよ。ただ、稼働がしていないだけですよ。
それで、360度の回転ができると。思うに私は、あすこに升あるんですよ。もともと升から水門に流れる。正規には翼壁(よくへき)というんですか、翼の壁って書いて。これ読み方、ちょっと私、間違っていたら訂正してください。翼の壁って書く字でございます。
そこに、一たん入れて流すわけですよ、平川に。そこを私は、カメラで写しているとそう思っているんですけど、それ違いますか。
- 議長 総務部長。
○総務部長 先ほどの設置された期間ですが、2月28日までの工期ということで、今年度中に完成したということで御理解をお願いします。
(古川鉄美) それから、そのカメラが監視する場所は、要するに平川に日沼地域から流入する部分が、要するに、たびたび洪水を起こしておりますので、それについての全体的なことについて監視するということで、その部分についても当然、監視の対象になってますけども、川全体について監視するということで御理解をお願いしたいと思います。
- 議長 9番、工藤竹雄議員。
○9番 ちょっと関連もしますんで、ちょっとお聞きください。

(工藤竹雄議員)

今年度の予算に湛水防災事業が入ってございます。予算、320万ほど。これは、国、県、市なるんですけども。ここに建屋が建てます。そうした場合に、そのさっき私、言いました翼壁ですか、その部分のカメラは稼働ささっていぐのかなと。建屋ができて、その高さから角度から、どう考えていますか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

私も実際、見に行ってきたんですが、カメラの高さが大体9メートルで、要するに県でも抜本的な洪水を解決するために、これからポンプ小屋の建屋をつくる計画があるようでして、それについては5メートル、5.5メートルぐらいですか。いろいろ、これからまた県とも協議がしていかなければならない部分もあると思うんですが。

要するに、その9メートルと5.5メートルのいくらか隠れる部分はあるかと思うんですけども、それについては、これから県と協議していきまして、全体的な部分については先ほど言いましたとおり、川全体を監視するために監視カメラを付けたということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番
(工藤竹雄議員)

ただ御理解、御理解たって、御理解できないから私、質問してるんですけども。

さっき設置が、2月28日って言ってました。この県の事業も、もう予算に入っているわけですから、早くからでているんですよ。ですから、その位置、場所が大丈夫なのですかと私、これが大きな質問なんです。これからまた県と相談していぐったって、もう計画立ててまって、カメラは設置されてしまってるんですよ。

何でそういう、課、部が違うんだけど、縦だけでなく、縦横みんなこう情報って言えばいいのかな、したの話し合っただけできないのかなって私、ある意味ではむだになる可能性もある。もといカメラ自体の位置ずらさなくちゃならない、それ支柱ですよ。ずらさなくちゃならない部分もあるかもわからないんですよ。

これは市長に聞きたいんだけど、こういう計画がみんなあって、何でこうお互いに協力しながら、なんだ、どっかに影響なんてせばいいのかな、そういったことを何かこうできないのかなと思うんだけど、これについて市長もよく国に要望行ったり、県に要望に行ったりしてると思うんですけども、恐らく市長ももっと早くからわかっていると思うんですけど、この点、市長どう考えますか。

課が違う、部が違うにしても、やっぱりおがしいんじゃないかと私はそう思っています。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

議員御指摘の県営のこのポンプの管理棟であります、県に確認したところ県では当然、現地見ていらっしやいまして、このマストに付いて

いるカメラ、防災カメラの位置も確認しております。

県の担当者がおっしゃるには、カメラで見たいところ、つまり喫水線がどこまで水位が上がったかとかですね、川の水位も、それから高田堰の水位もです。それには支障のないような管理棟のつくり方するという
ことで話は聞いておりますし、また、当然これ急遽決まった事業でありまして、ポンプの事業ですね。

ですから、多分総務課ではそれが、事実がわからなかったでしょうし、近々ここにポンプの小屋ができるなって思って、多分支障のない位置に建てるというふうなことで進んできたはずですので、取り扱いをするためには、先ほど総務部長申しましたとおり、360度、パーンするわけですが、その監視小屋の死角になって防災面の監視に支障になることがないと。ということ聞いております。

○議長

暫時休憩します。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 16 分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第7号平川市防災行政無線施設設置条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第16号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第17号の介護保険条例の一部を改正する条例案に対して質問をします。

介護保険の特別会計で、階層別の人数や保険料、そして、そういうことを詳しくお尋ねをしました。この介護保険条例の改正で今後は会計も運営されていくので、この条例案に対しても反対の立場ではあります。

それでは伺いますが、これまでも財政安定化基金を借入れをして平川市は運用してきました。そのことで、この6期の事業計画なんです、これが財政安定化基金を借入れしないでやっていける見込みなのか、今回の改正案で、どういうふうに財政安定化基金の見込みを考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

(佐藤俊英)

ただいまの財政安定化基金についての質問についてお答えいたします。

まずこの財政安定化基金ですが、第4期ですね、平成21年、22年、23年の第4期ではですね、8,200万、3年間で借入れしてございます。今回の第5期、24年、25年、26年ですが、24年に500万円、それから25年に2,900万円、そして今年度26年度は合併以来初めて借入れなしでできました。

この保険料も第6期のいわゆる給付に必要な額、これに見合った額を保険料として設定してございますので。また、給付費の伸びも通常、全国的に見れば5%前後だと思うんですが、現在、平川市の26年の決算見込みでは2.38%ぐらいですみそうだという状況にもなっております。

そういうことから、次期第6期では、借入れはしないということをお前提に設定してございます。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第17号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
 本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 （賛成者起立）
- 議長 起立多数です。
 よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。
 議案第22号平川市空き家等の適正管理に関する条例案を議題とします。
 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
 16番、成田敏昭議員。
- 16番
 （成田敏昭議員） この条例見ますと、14条に行政代執行できるって書いてるんですけども、これに関わる経費については、あとで請求するっていうことになってますけれども、どうしても相手の方が払わない場合、これ裁判か何かで起こすのか、その辺まで考えているのかお尋ねします。
- 議長 総務部長。
- 総務部長
 （古川鉄美） 行政代執行については、一応、命令に従わず公表してもその措置に従わない場合は行政代執行ということで、その費用について、相手方に伝えて、そして行政が代執行するということで、それについては支払わない場合は国税の滞納処分に準じて、差し押さえ等ができて徴収することができるようになっております。
 ただ、例えば財産がない場合とか、差し押さえる財産がない場合とか、そういう場合については、十分これから代執行をかける場面になって、いろいろと協議しながらやっていかなければならないものと思っております。
- 議長 16番、成田敏昭議員。
- 16番
 （成田敏昭議員） 確かに財産のない方も、相続していない方も、いろいろパターンにはあろうかと思えます。それにしても税金を投入して代執行するわけですので、我々としては必ず徴収して欲しいというのが願いであります。
 でも、相手があることですので、その願いがかなわないこともあります。そういう場合の対応についても十分考慮していかないと、あとになってできない、できるで議論していてもどうにもならないと思えます。
 この条例については私は賛成ですけども、その辺ははっきりしたものをお尋ねしたいと思ってお伺いしました。もう一回お願いします。
- 議長 総務部長。
- 総務部長
 （古川鉄美） 例えば行政の代執行をかけるそのものが、例えば著しく公共の福祉に反するものとか、これはどうしても市民に過大な迷惑をかけるものについては、場合によっては市の税金を投入して、やらなければならない場面もでてくるかもしれませんが、いまのところは、はっきりしたことはちょっと、その場面、場面によって、それはやっぱり裁量的に、ものの考え方をしていくものと思っております。
- 議長 16番、成田敏昭議員。
- 16番 地区を言ったら、ちょっと語弊があるのかもわかりませんが、

(成田敏昭議員)

碓ヶ関地区に国道に面した所に1軒あります。この前、何か聞くところによると雪でつぶれてしまったと。大変景観を破壊している状況にあります。そういう場合においても、いろいろ相続者がいるとかいないとかって話がありまして、いま緊急迫った状況にあると思うんですよ。国道のそばですし、景観は悪いし、ものによっては道路が両脇にありますんで、道路に倒れてきて困るというものもあると思います。

そういうこともありますんで、特にこの空き家対策については、いろんな問題が発生すると思うんですよ。ただ、それに市の税金を全て対応していったら、なかなか対応しきれなくなってしまうと思うんですよ。

ただ、さっきも部長お話したとおり、できるだけ相手の話を聞きながら対応していくと思いますけれども、それにしてもいろんな問題が山積してると思うんです。なんたって相続しない財産っていうのは、なかなかだれのものかわからない。亡くなった人のものであれば、相続しないっていうのは、そのままずっと継続していきますんで。金も生まれません。

逆に言えば相続放棄してしまえば、その固有するものの財産についてはどうなるのか。私も法的には、どうなるのかわかりませんが、その辺がどうなっているのか、もしわかっていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

議員おっしゃるとおり、いろいろな場面がでてくると思います。例えば、持ち主が不在でわからない、どこ行ったのか、死んだのか、どこにいるのかも全然わからない。それから、相続人が全部放棄して相続人がいない場合とか。

それらについては、一応家庭裁判所に申請すれば、その相続代理人が選任されて、その人に対していろいろな交渉ごとを進めていく制度もありますけども、いずれにしても経費自体は市で負担しなければならないというそういう問題もできます。

ただ、国としても、国全体の大きな問題となっておりますので、交付税措置とかそういうものを考えておるようですので、そういう全体的な計画の中で、我々もこれからいろいろな場面、場面を想定しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第22号平川市空き家等の適正管理に関する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号新市建設計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第29号新市建設計画の変更について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。

予算特別委員会に付託した、議案第30号から議案第53号までの合計24件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

工藤竹雄予算特別委員会委員長、登壇願います。

9番、工藤竹雄委員長、登壇。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会
委員長
(工藤竹雄議員)

3月3日の本会議において、予算特別委員会に付託されました平成27年度一般会計予算案はじめ議案24件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月3日、議員全員をもって予算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長に原田 淳議員が選任され、3月10日、11日、12日の3日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案、議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第32号平成27年度平川市介護保険特別会計予算案の3議案について、反対の討論があり、起立採決の結果は、それぞれ賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案から議案第53号平成27年度平川市礎ヶ関財産区一般会計予算案までの21議案については、異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

平成27年3月16日、予算特別委員会委員長、工藤竹雄。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案に対し、反対討論を行います。

歳入歳出総額189億7,000万円のこれまでにない規模の予算となった、平成27年度一般会計予算案ですが、国の予算方針、動向とあわせ、合併特例債充当予定事業や市制施行10周年を契機とした関連事業など盛り込まれ、他からみれば華やかにとれる予算案ともなっています。

いま、地方、都市部を問わず、各自治体で地方版総合戦略を策定する関係もあって、人口減少対策の検討を一斉に開始しており、雇用の確保、若い世代の結婚、出産、子育て支援の施策を、どう具体化していくかが正面から問われている中、しかも厳しい経済情勢の中、子ども医療費、中学生までの入院費の一部拡大や病後児保育実施、また学校建て替えや大改修など、数々の子育て支援策に対しては一定の評価をするものです。

主な反対の理由は、平川市の平成27年度一般会計予算案は安倍政権の格差拡大のアベノミクス推進の中、予算の基盤となる自主財源の衰退傾向のなか、編成されたものであること。指定管理料などにみられるように、消費税増税が広く反映されていること。生活扶助費に加え、住宅扶助冬季加算の削減などの生活保護の削減は、安倍政権の社会保障費削減の最たるものです。

また、国民を12桁の番号で統制する個人番号カード等関連事務交付金、通知カード・個人番号カード関連事務補助金など、政府の政策が色濃く反映されています。また、恒常的計上となっている自衛隊音楽隊演奏会補助金、そして原子力施設立地振興対策事業補助金などに対し、毎度のことでありますが反対の理由とさせていただきます。

一つ意見として、木質バイオマス発電事業貸付事業は継続され、平成27年度も5億8,100万円の計上となっています。産業創出、雇用創出には欠かせないものであるにしても、多額の貸付がこれまでも行われており、今後、事業への点検や検証が必要と思われることを申し添えておきます。

よって、議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案に反対をします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、11番、齋藤政子議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

11番、齋藤政子議員。

○11番

(齋藤政子議員)

議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

新年度予算は、歳入歳出それぞれ189億7,000万円と前年度の肉付け予算後と比較いたしまして、9.6%上回る、過去に例を見ない大型の予算規模となりました。

財政運営の将来の見通しといたしましては、実質公債費比率及び将来負担比率が健全化判断基準を大きく下回る予定となりまして、これまでの財政規律が堅持された格好となり大変安心しております。

特に、五つの大きな柱を掲げられ、中でも人口減少問題に対応した取り組みといたしまして、第2子保育料無料化による保護者負担の軽減に加え、中学3年生までの入院医療費の助成拡大など予算措置されております。このことは、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進め、ひいては人口流入の起爆剤として大いに期待されます。

さらに、6次産業化やブランド化支援などの産業振興における新たな取り組みを行うとともに、雇用機会創出のための平川市創生事業費が随所に盛り込まれております。

防災対策といたしましては、市街地の雨水浸水対策をはじめとし、市内小・中学校体育館の吊り天井落下危険物への対応、市内すべての防犯灯LED化など、市民が安心・安全に暮らせるよう整備が進められることになりました。

何といたっても、今回の新市建設計画に沿って、平賀東小学校及び猿賀小学校の改築事業や小和森小学校大規模改修事業に踏み切る運びとなりまして、当市の未来を担う子どもたちの教育環境づくりが着々と進められ、非常に喜んでおります。

また、市民が待ち望んでおりました第2期平賀総合運動施設工事が本格的にスタートするとともに、新たな市民体育館建設に向けた検討が進められることから、スポーツ振興を通じた健康づくりや生きがいがづくりに大きく期待を寄せているところです。

以上のことからわかるとおり、市民の福祉対策、教育環境の充実を図るために、しっかりと関連予算が確保されたとともに、平川市創生の実現に向けて、大胆で、かつ、きめ細かな目配りがされた予算であることを確信し、平成27年度平川市一般会計予算案に賛成いたします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

平川市の国保会計にみる滞納世帯数、資格証明書発行数や短期保険証の交付世帯数をみても、医療を受けることが困難な市民の実態が浮き彫りになりました。

国保法第1条に掲げられている、社会保障としての国保の実現には、ほど遠い現状となっています。

平成27年度から保険財政共同安定化事業が、1レセプト1円からとなり、保険給付費全体が県単位での助け合い事業になることから、国保会計の広域化の事業が進められています。国民の社会保障としての国民健康保険制度の抱えている問題を解決することなく、広域化に移行しようとしています。

国保会計は全国ベースでみると、後期高齢者医療制度と前期高齢者医療財政調整制度がはじまった2008年度からV字回復をしている現状があり、平川市の基金残高も1億2,427万5,817円の見込みということです。

これまでと違い、自治体単独で不要不急の支出のための基金を準備する必要がなくなることから、これからも国保税の安易な引き上げはするべきでないと申し添え、議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案に反対をします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、6番、大川 登議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

6番、大川 登議員。

○6番
(大川 登議員)

議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成の討論をいたします。

国民健康保険制度は、長期の景気停滞による課税所得の減少等により、大変厳しい環境にあります。

こうしたなかで、本予算案は財源不足分を財政調整基金から繰入することで、被保険者の保険税負担を極力抑えることに重点を置き、被保険者が安心して医療が受けられるよう、社会保障制度の根幹である相互扶助の精神に基づき、国保事業が健全に運営されていることを考慮したものととなっていることから、本予算案に賛成いたします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案について採

決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号平成27年度平川市介護保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第32号平成27年度平川市介護保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

平川市介護保険特別会計予算案は、今後4月から3年間、国の医療介護総合法を受け、第6期の事業計画で運営されようとしています。中身は要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に移行しようとしています。要支援者には自助を求め、三つの方法で給付費削減を迫っています。

また、事業費に上限を設定し、自治体に給付抑制を迫っています。特別養護老人ホームの入所を原則として要介護3以上にすることや、利用料の2割負担、大幅な引き上げの導入、介護保険料の大幅な引き上げが盛り込まれ、平川市でも基準月額が5,920円から6,480円となり、560円の引き上げとなります。

医療介護をはじめとする社会保障自然増を、毎年2,200億円削減するやり方が小泉内閣で行われました。これが大きな批判を浴び、2009年2月の国会で当時の麻生首相は、介護をはじめとする社会保障政策は現実には、ほころびがでている、限度にきていると答えています。そして2,200億円削減路線は撤回をしました。

限度にきていると当時述べていることを、いま復活させるということは、限度をさらに超えさせる介護破滅の道ではないでしょうか。これ以上、住民負担を押し付けるのではなく、国で大きな手当ををしないかぎり介護保険財政は繕っても繕ってもほころびが出る制度となり、破綻の道をたどることになります。

よって、議案第32号平成27年度平川市介護保険特別会計予算案に対し、反対をいたします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、7番、小野敬子議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

7番、小野敬子議員。

○7番

議案第32号平成27年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成

(小野敬子議員)

の立場から討論いたします。

平成27年度から第6期介護保険事業計画が始まります。この中で、介護保険料は、高齢化が急速に進むなか、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、サービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備の検討を加えたうえで、計画期間中の給付費を推計し算定されています。

介護保険制度が始まって15年、もはやこの制度なくして社会生活を成立させることは困難だという判断に立ち、また、介護予防施策の充実により、元気な高齢者を介護状態にさせないという積極的な施策が盛り込まれていることから、本予算案に賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第32号平成27年度平川市介護保険特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第33号平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第34号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

○議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号平成27年度平川市学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第35号平成27年度平川市学校給食センター特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号平成27年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第36号平成27年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号平成27年度平川市簡易水道特別会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第37号平成27年度平川市簡易水道特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号平成27年度平川市水道事業会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第38号平成27年度平川市水道事業会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号平成27年度平川市下水道事業会計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第39号平成27年度平川市下水道事業会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号平成27年度平川市広船財産区一般会計予算案から、議案第53号平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案の計14件を一括議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第40号平成27年度平川市広船財産区一般会計予算案から、議案第53号平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案の計14件について一括採決します。

委員長報告は各議案とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第53号までの14件は、委員長報告のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第3、請願第1号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の
拡充を求める請願書を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
請願第1号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求め
る請願書について採決します。
この採決は起立により採決します。
本案を、採択することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。
よって請願第1号は、採択と決定されました。
次に、請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
書を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書につ
いて採決します。
この採決は起立により採決します。
本案を、採択することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。
よって請願第2号は、採択と決定されました。
暫時休憩いたします。
- 午前11時12分 休憩**
午前11時14分 開議
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま配布しましたとおり、齋藤律子議員、齋藤政子議員及び小野
敬子議員より、議員提出議案3件が提出されました。

お諮りします。

議員提出議案第2号2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書(案)の提出について、議員提出議案第3号「手話言語法」制定を求める意見書(案)の提出について及び議員提出議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出について、この3件を会議規則第21条の規定により、日程第3の次に日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

議員提出議案第2号から議員提出議案第4号を、日程第3の次に日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第3の1、議員提出議案第2号2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに審議いたします。

この件につきましては、先ほど、請願第1号が本会議において、採択された案件に関するものです。

提案者の提案理由を求めます。

なお、齋藤律子議員においては、捻挫のため自席において提案理由を説明することを許可します。

13番、齋藤律子議員、自席でお願いします。

御配慮ありがとうございます。

議員提出議案第2号2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書(案)の提出について、3名の賛成者を代表して提案理由を申し述べます。

長年にわたる日本の雇用政策や賃金抑制政策は、働いても暮らしていけない労働者等を生みだし社会問題ともなってきました。さらに、消費税の引き上げで消費の減少、景気の悪化を招いています。

この青森県においては、東京との最高時給の差は年々拡大している状況で、地域間格差の拡大は若者の流出にもつながり、人口減少をたどる青森県にとって、雇用、賃金抑制政策の改善は急務ともなっており、いまこそ最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充が必要です。

最低賃金が1,000円以上が一般的な先進諸国では、政府による中小企業への公的資金支援等によって、高い水準の最低賃金を確保していることから、日本でも公的資金の拡充によって最低賃金の大幅引き上げは可能です。

よって、日本国憲法や最低賃金法に基づき、最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書を提出いたします。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

○議長

平川市議会満場一致で可決くださりますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案理由とさせていただきます。

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第2号2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書（案）の提出について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに審議いたします。

この件につきましては、先ほど、請願第2号が本会議において、採択された案件に関するものです。

提案者の提案理由を求めます。

齋藤政子議員、登壇。

（齋藤政子議員登壇）

○11番

（齋藤政子議員）

ただいま採択いただきました請願第2号について、国への意見書とし議員提出議案第3号として提案するものであります。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語で、手話を使う者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められております。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対し情報保障施策を義務づけられております。

よって、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話を学び、自由に手話を使え、さらに手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」の制定を求めるものでございます。

御手元に配布いたしました案文により意見書といたく、何とぞよろしく御協力をお願いいたします。以上、提案理由の説明を終わらせていた

だきます。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第3号「手話言語法」制定を求める意見書(案)の提出について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。

議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに審議いたします。

この件につきましては、先の定例会において議員配布しております、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情に基づき、医療費等の助成について国に意見書を提出するためのものです。

提案者の提案理由を求めます。

小野敬子議員、登壇。

(小野敬子議員登壇)

○7番

(小野敬子議員)

議員提出議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出について、提出者3名を代表しまして提案理由の説明をさせていただきます。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど、まん延しています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの増殖作用抑止を目的とした抗ウイルス療法であり、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能となる場合も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(身体障害者手帳の交付)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった事態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

国において、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていないため、国にウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること、身体障害者福祉法上の肝機能障害に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを強く要望するため、御手元に配布しました案文による意見書を提案したいと思いますので、議員皆様の慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。以上、3名の提出議員を代表しての趣旨説明を終わらせていただきます。

(小野敬子議員降壇)

○議長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終わります。

議員提出議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま3件の意見書(案)が可決されましたが、会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

日程第4、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

はじめに、議会運営委員長より議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任委員長などより、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長などの申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思えます。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成27年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時28分 閉議及び閉会